

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2015年6月25日

【会社名】 株式会社 アドバンテスト

【英訳名】 ADVANTEST CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼執行役員社長 黒江真一郎

【本店の所在の場所】 東京都練馬区旭町1丁目32番1号

【電話番号】 東京(03)3930-4111(代表)
(注)本店所在地は登記上のものであり、本社事務は下記で行っております。

【事務連絡者氏名】 該当事項なし

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号
(新丸の内センタービルディング)

【電話番号】 東京(03)3214-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 管理本部長 中村 弘志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社第73回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2015年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。また、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。その他、一部字句および表現の修正等、所要の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、黒江真一郎、唐津修、吉川誠一、明世範、中村弘志、吉田芳明を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、栗田優一、山室恵、萩尾保繁を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、唐津修を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額6億円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）のストック・オプションに関する報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対してストック・オプションとして発行する新株予約権に関する報酬額を年額7億円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 定款一部変更の件	1,155,665	68,997	420	(注)1	可決 (94.17%)
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件				(注)2	
黒江真一郎	1,208,917	16,004	162		可決 (98.51%)
唐津修	1,215,645	9,278	162		可決 (99.06%)
吉川誠一	899,366	325,716	0		可決 (73.29%)
明世範	1,215,075	9,796	214		可決 (99.01%)
中村弘志	1,215,211	9,659	214		可決 (99.02%)
吉田芳明	1,216,087	8,784	214		可決 (99.09%)
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)2	
栗田優一	1,209,944	14,994	138		可決 (98.59%)
山室恵	1,107,477	117,515	86		可決 (90.24%)
萩尾保繁	1,143,428	81,427	222		可決 (93.17%)

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 唐津修	1,219,231	5,764	89	(注)2	可決 (99.35%)
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	1,221,840	3,159	86	(注)3	可決 (99.56%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	1,221,977	3,022	86	(注)3	可決 (99.57%)
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)のストック・オプションに関する報酬額設定の件	658,880	566,131	66	(注)3	可決 (53.69%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当日出席した株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以上